

インフルエンザを疑う 未成年者には、 保護者等による付き添いをお願いします

インフルエンザにかかった時は、生命に影響が及ぶ異常行動をおこすおそれがあります。

特に、**発熱から2日間は要注意**です。

抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無にかかわらず、異常行動に関連すると考えられる転落死等が報告されています。

1 異常行動とは？

(主な例)

- ①突然立ち上がり、部屋から出ようとする。
- ②興奮して窓を開け、ベランダから飛び降りようとする。
- ③人に襲われる感覚を覚え、外に走り出す。

2 異常行動は、どのような人に多いの？

- ①**就学以降の小児**
- ②**未成年者の男女** (男性に多い)

以上の理由から、

インフルエンザを疑う未成年者については、原則、保護者等の付き添い下での受診をお願いしています。

ご理解の程、よろしく申し上げます。